

賃貸住宅省エネ改修先行実装事業交付要綱 新旧対照表

新	現行
<p>(目的)</p> <p>第1条 本交付要綱は、<u>賃貸住宅省エネ改修先行実装事業実施要綱(令和5年4月7日付5環気家第5号。以下「実施要綱」という。)</u>第5 2 (2)号の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が東京都(以下「都」という。)の補助を受け事務を執行する、賃貸住宅省エネ改修先行実装事業(以下「本事業」という。)における助成金(以下「本助成金」という。)の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。</p> <p>(助成対象事業)</p> <p>第4条 本助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、都内の既存住宅に助成対象設備を令和4年4月1日から令和5年9月30日までの間に新規に設置する事業及び<u>当該助成対象設備の設置と併せて断熱診断等を実施する事業であって、</u>助成対象設備の種別ごと及び断熱診断等について定める次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)～(3)略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本交付要綱は、賃貸住宅省エネ改修先行実装事業実施要綱(令和4年5月26日付4環地地第40号。以下「実施要綱」という。)第5 3号の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が東京都(以下「都」という。)の委託を受け事務を執行する、賃貸住宅省エネ改修先行実装事業(以下「本事業」という。)における助成金(以下「本助成金」という。)の交付に関する必要な手続等を定め、業務の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。</p> <p>(助成対象事業)</p> <p>第4条 本助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、都内の既存住宅に助成対象設備を令和4年4月1日から令和5年9月30日までの間に新規に設置する事業であって、助成対象設備の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)～(3)略</p>

(4) 断熱診断等

一 (1)の高断熱窓又は(2)の高断熱ドアの設置が行われる住戸で実施すること。

二 一の設置前後の各1回又は設置後の1回実施すること。ただし、同一住戸において、当該設置前後で各1回までを助成対象とする。

三 二の場合において、設置前後で実施する場合には、実施要綱第3 9(1)又は(2)の断熱診断の内、前後で同一の断熱診断を実施すること。

2～3略

**(助成対象経費)**

**第5条** 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 3に定めるものであって、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税等の額を除く。）とする。ただし、一から三までについては、諸経費は含まない。

一～三略

四 断熱診断等に係る経費 実施要綱第3 9(1)又は(2)の断熱診断等の実施にあたり必要な経費

2 略

一 第11条第1項の規定により公社が交付決定をした日の前に工事し、又は契約締結したものに係る経費。ただし、前項第一号から

2～3略

**(助成対象経費)**

**第5条** 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 3に定めるものであって、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税等の額を除く。）とする。ただし、諸経費は含まない。

一～三略

2 略

一 第11条第1項の規定により公社が交付決定をした日の前に工事し、又は契約締結したものに係る経費。ただし、第7条の規定による交付申

第三号までについては、第7条の規定による交付申請があった後、第11条の規定により公社が交付決定をする日より前に工事し、又は契約締結したものであっても、次のアからエまでを条件として助成対象経費とする。

(ア)～(エ)略

二 略

3 助成対象経費に、助成対象者が自ら調達又は計算若しくは測定し、又は関係会社から調達又は計算若しくは測定した分（工事に係る経費を含む。）がある場合にあっては、別表第1の左欄に掲げる場合に依りて当該右欄に定める方法により助成対象者の利益等を排除した経費を助成対象経費とする。

(助成金の交付額)

**第6条** 本助成金の交付額は、実施要綱第4 4に定めるとおりとする。

なお、実施要綱第4 2(1)から(3)までのそれぞれの助成対象設備に対する交付額に千円未満の端数が生じたとき及び実施要綱第4 4(4)に対する交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

**第7条** 本助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「交付申請者」という。）は、次の表の第一欄に掲げる助成対象者の種別及

請があった後、第11条の規定により公社が交付決定をする日より前に工事し、又は契約締結したものであっても、次のアからエまでを条件として助成対象経費とする。

(ア)～(エ)略

二 略

3 助成対象経費に、助成対象者が自ら調達し、又は関係会社から調達した分（工事に係る経費を含む。）がある場合にあっては、別表第1の左欄に掲げる場合に依りて当該右欄に定める方法により助成対象者の利益等を排除した経費を助成対象経費とする。

(助成金の交付額)

**第6条** 本助成金の交付額は、実施要綱第4 4に定めるとおりとする。

なお、実施要綱第4 2(1)から(3)までのそれぞれの助成対象設備に対する交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

**第7条** 本助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「交付申請者」という。）は、次の表の第一欄に掲げる助成対象者の種別及び同表第二

び同表第二欄に掲げる助成対象設備 又は助成対象事業 の種別に応じて、同表第三欄に掲げる書類及び別表第2 又は別表第4 に掲げる書類（以下これらを「助成金交付申請書類等」という。）を公社に提出しなければならない。

なお、太陽光発電システムに関する助成金交付申請書類を提出する場合は、高断熱窓又は高断熱ドアの助成金交付申請書類の提出と同時にしなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
賃貸住宅の所有者	高断熱窓 高断熱ドア	助成金交付申請書（高断熱窓・高断熱ドア）（別記第1号様式）
	太陽光発電システム	助成金交付申請書（太陽光発電システム）（別記第1-1号様式）
	<u>断熱診断等</u>	<u>助成金交付申請書（断熱診断等）</u> <u>（別記第1-2号様式）</u>
賃貸住宅の入居者	高断熱窓 高断熱ドア	助成金交付申請書（高断熱窓・高断熱ドア）（別記第1号様式）
	太陽光発電システム	助成金交付申請書（太陽光発電システム）（別記第1-1号様式）
	<u>断熱診断等</u>	<u>助成金交付申請書（断熱診断等）</u> <u>（別記第1-2号様式）</u>
リース事業者	高断熱窓 高断熱ドア	助成金交付申請書（高断熱窓・高断熱ドア（共同申請用））（別記第2号様式）
	太陽光発電シ	助成金交付申請書（太陽光発電シ

欄に掲げる助成対象設備の種別に応じて、同表第三欄に掲げる書類及び別表第2に掲げる書類（以下これらを「助成金交付申請書類等」という。）を公社に提出しなければならない。

なお、太陽光発電システムに関する助成金交付申請書類を提出する場合は、高断熱窓又は高断熱ドアの助成金交付申請書類の提出と同時にしなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄
賃貸住宅の所有者	高断熱窓 高断熱ドア	助成金交付申請書（高断熱窓・高断熱ドア）（別記第1号様式）
	太陽光発電システム	助成金交付申請書（太陽光発電システム）（別記第1-1号様式）
賃貸住宅の入居者	高断熱窓 高断熱ドア	助成金交付申請書（高断熱窓・高断熱ドア）（別記第1号様式）
	太陽光発電システム	助成金交付申請書（太陽光発電システム）（別記第1-1号様式）
リース事業者	高断熱窓 高断熱ドア	助成金交付申請書（高断熱窓・高断熱ドア（共同申請用））（別記第2号様式）
	太陽光発電システム	助成金交付申請書（太陽光発電システム（共同申請用））（別記第2-1号様式）

	ステム	ステム（共同申請用）（別記第2-1号様式）	
<p>2～3略</p> <p>（申請の受付）</p> <p><b>第8条</b> 前条の規定による助成金の交付申請の受付期間は、<u>高断熱窓、高断熱ドア及び太陽光発電システムにあっては、令和5年3月31日までとし、断熱診断等にあっては、令和5年11月30日までとする。</u>ただし、天災地変その他交付申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、この限りではない。</p>			<p>2～3略</p> <p>（申請の受付）</p> <p><b>第8条</b> 前条の規定による助成金の交付申請の受付期間は、令和5年3月31日までとする。ただし、天災地変その他交付申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては、この限りではない。</p>
<p>2～5略</p> <p>（交付の条件）</p> <p><b>第12条 略</b></p> <p>一 <u>第4条第1項（1）から（3）については、令和5年9月30日までに助成対象工事を完了させること。第4条第1項（4）については、令和6年1月31日までに助成事業を完了させること。</u></p>			<p>2～5略</p> <p>（交付の条件）</p> <p><b>第12条 略</b></p> <p>一 令和5年9月30日までに助成対象工事を完了させること。</p>
<p>2～4略</p> <p>（実績の報告）</p>			<p>2～4略</p> <p>（実績の報告）</p>

**第20条** 助成事業者は、次の表の第一欄に掲げる助成事業者の種別に  
 応じて同表第二欄に掲げる高断熱窓、高断熱ドア及び太陽光発電シ  
 ステムにあっては、同表第三欄に掲げる書類及び別表第3に掲げる  
 書類（以下これらを「助成事業実績報告書等」という。）を令和5  
 年9月30日までに公社に提出しなければならない。同表第二欄に掲  
 げる断熱診断等にあっては、令和6年1月31日までに同表第三欄に  
 掲げる書類及び別表第5に掲げる書類を公社に提出しなければなら  
 ない。

なお、太陽光発電システムに関する助成事業実績報告書等を提出  
 する場合は、高断熱窓又は高断熱ドアの助成事業実績報告書等の提  
 出と同時に行うこととする。

第一欄	第二欄	第三欄
賃貸住宅の 所有者	高断熱窓 高断熱ドア	助成事業実績報告書兼助成金交付 請求書(高断熱窓・高断熱ドア)(別 記第3号様式)
	太陽光発電シ ステム	助成事業実績報告書兼助成金交付 請求書(太陽光発電システム)(別 記第3-1号様式)
	<u>断熱診断等</u>	<u>助成事業実績報告書兼助成金交付 請求書(断熱診断等)(別記第3- 2号様式)</u>
賃貸住宅の 入居者	高断熱窓 高断熱ドア	助成事業実績報告書兼助成金交付 請求書(高断熱窓・高断熱ドア)(別

**第20条** 助成事業者は、令和5年9月30日までに、次の表の第一欄に掲  
 げる助成事業者の種別及び同表第二欄に掲げる助成対象設備の種別に  
 応じて、同表第三欄に掲げる書類及び別表第3に掲げる書類（以下これら  
 を「助成事業実績報告書等」という。）を公社に提出しなければならない。

なお、太陽光発電システムに関する助成金実績報告書等を提出する場  
 合は、高断熱窓又は高断熱ドアの助成金実績報告書等の提出と同時に  
 行うこととする。

第一欄	第二欄	第三欄
賃貸住宅の所 所有者	高断熱窓 高断熱ドア	助成事業実績報告書兼助成金交付請 求書(高断熱窓・高断熱ドア)(別記 第3号様式)
	太陽光発電シ ステム	助成事業実績報告書兼助成金交付請 求書(太陽光発電システム)(別記第 3-1号様式)
賃貸住宅の入 居者	高断熱窓 高断熱ドア	助成事業実績報告書兼助成金交付請 求書(高断熱窓・高断熱ドア)(別記 第3号様式)
	太陽光発電シ ステム	助成事業実績報告書兼助成金交付請 求書(太陽光発電システム)(別記第 3-1号様式)
リース事業者	高断熱窓 高断熱ドア	助成事業実績報告書兼助成金交付請 求書(共同申請用(高断熱窓・高断熱 ドア)) (別記第4号様式)

		記第3号様式)			太陽光発電システム	助成事業実績報告書兼助成金交付請求書(共同申請用(太陽光発電システム)) (別記第4-1号様式)
	太陽光発電システム	助成事業実績報告書兼助成金交付請求書(太陽光発電システム) (別記第3-1号様式)				
	<u>断熱診断等</u>	<u>助成事業実績報告書兼助成金交付請求書(断熱診断等) (別記第3-2号様式)</u>				
リース事業者	高断熱窓 高断熱ドア	助成事業実績報告書兼助成金交付請求書(共同申請用(高断熱窓・高断熱ドア)) (別記第4号様式)				
	太陽光発電システム	助成事業実績報告書兼助成金交付請求書(共同申請用(太陽光発電システム)) (別記第4-1号様式)				
(その他) 第33条 略 <u>(2 削除)</u>			(その他) 第33条 略 2 本事業に係る都から公社への委託の終了後は、本交付要綱において公社が行うこととされている各手続等については、都が行うものとする。			
<u>別表第4</u>						
	<u>書類の種類</u>	<u>備考</u>				
<u>二</u>	<u>見積書</u>					
<u>三</u>	<u>その他公社が必要と認める書類</u>					

**別表第5**

	<u>書類の種類</u>	<u>備考</u>
一	領収書	
二	断熱診断報告書	
三	その他公社が必要と認める書類	

附 則（令和5年5月19日付5都環公地温第720号）  
本交付要綱は、令和5年5月29日から施行する。

（追加様式）

- 第1-2号様式 断熱診断等助成金交付申請書
- 第3-2号様式 断熱診断等実績報告書兼助成金交付請求書